

全院協ニュース

全国大学院生協議会 2012 年 10 月 13 日 No. 235

全国大学院生協議会 編集・発行

〒186-0004 東京都国立市中 2-1 一橋大学院生自治会室気付
TEL・FAX : 042-577-5679 ご連絡は E-mail にてお願い致します
E-Mail : zeninkyo-jimu-owner@yahoo-groups.jp
ブログ : <http://www3.atword.jp/zeninkyo/>
ゆうちょ銀行口座番号 : 10160-76666411

目次

議長巻頭言 p.2

2012 年度「大学院生の経済実態に関するアンケート」の概要 p.3

シリーズ 大学院と大学院生を取り巻く現状



奨学金問題 p.9

留学生問題 p.11

省庁政党要請に向けて p.13

院生自治会・院協活動紹介 p.21

第 2 回理事校会議報告 p.22

編集後記 p.22

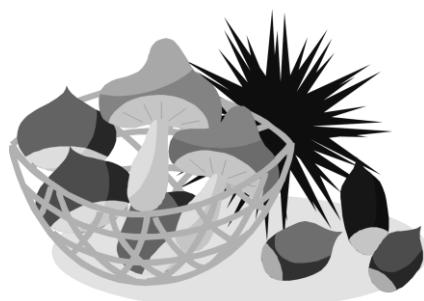
議長巻頭言

全国大学院生協議会議長 奥村美紗子

9 月、国際人権規約 A 規約第 13 条 2 項(b,c)の留保撤回を政府が閣議決定したというニュースが飛び込んできた。13 条 2 項(b,c)は中等・高等教育無償化の漸進的導入を定めているが、日本政府は 1979 年に国際人権規約を批准してからこれまでこの条項に関して留保してきた。やっと留保撤回したか、これからが始まりだというのが私の率直な感想である。私がこの条項について知ったのは大学に入学し自治会活動を始めた 2006 年である。その当時全学連（全日本学生自治会総連合）から国連へ代表を派遣し、私の大学の先輩が日本の学生の実態を発言した。私自身も学費署名などに取り組んできたが、授業料は上がりはしないが下がる気配はなく、留保撤回が実現するとは思っていなかった。しかし、2007 年に東京大学が世帯年収 400 万円以下の学生の授業料免除を打ち出し、2010 年には高校の授業料が実質無償になるなど、この数年間で情勢は大きく進展していると感じる。それは全国の津々浦々で長い間多くの運動が取り組まれてきた成果であり、全院協もその一端を担ってきたと確信している。今回の留保撤回は学費を巡る情勢の変化を後押しし、学費負担を軽減していくスタートであると考える。

その一方で 2013 年度の文科省の予算概算要求は学費負担軽減の実現にはほど遠い。授業料免除枠が多少増えてはいるものの、給付制奨学金の創設は見送られ、運営費交付金は大幅に削減される見込みである。留保撤回したところで、現実の学生生活が改善されなければ意味がない。高等教育の無償化を実現するために、運動を広げていかなければならない。

今回の全院協ニュースでは今年度のアンケート調査結果の一部を掲載している。回収期間が短期間であったにも関わらず、多くの院生の協力のおかげで 755 人の院生から回答を得ることができた。この場を借りて御礼申し上げたい。アンケートには院生の切実な声が多数寄せられている。多くの院生が経済的な不安、将来への不安を抱えている中で、研究を続けている。そのようなたくさんの「声なき声」を大学院生の声として届けていかなければ状況は変わらない。秋には全院協でも国会議員、省庁要請を控えている。年に 1 度ではあるが、院生の実態や思いを届けるチャンスである。多くの人に参加してもらい、今の状況を少しでも改善するように奮闘していきたい。



「大学院生の経済実態に関するアンケート調査」概要

2012 年度大学院生経済実態に関するアンケートにご協力いただき、誠にありがとうございました。本ニュースには、アンケート報告書の一部を掲載します。アンケート調査報告書の全文は、ホームページに掲載するとともに、各理事校にも送付いたします。全院協では、このアンケート結果をもとにしながら、11 月 30 日に省庁、議員への要請を行います。こちらの案内も本号に掲載しましたので合わせてお読み下さい。

1. 調査の概要

(1) 調査方法・時期

- ・2012 年 7 月 5 日から 9 月 16 日まで
- ・調査票は、「2012 年度大学院生の経済実態に関するアンケート調査」を使用し、前回を下回るが 755 枚を回収した（2011 年度は 777 枚）。
- ・今年度も、昨年度と同様の調査票を用い、ウェブによる回答も受け付けた。回収枚数 755 枚の内、ウェブからの回答は 220 枚であった。

(2) 調査の対象

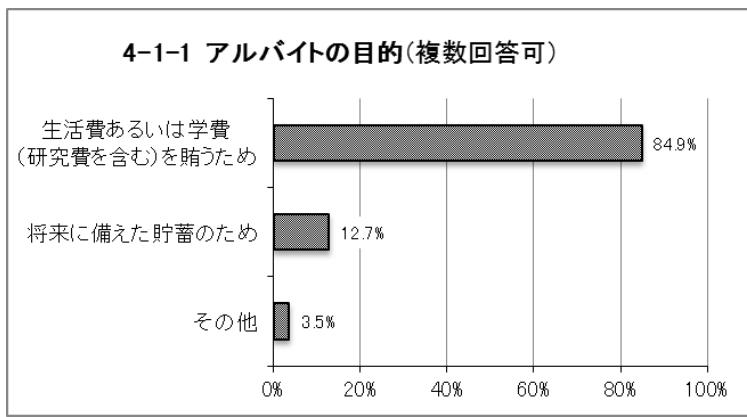
- ・2012 年度に大学院に在籍しているものを対象とした。
- ・回答者の所属大学は下記の 38 国公私立大学である（2011 年度は 39 大学）
茨城県（1 校）：筑波大学
栃木県（1 校）：国際医療福祉大学
埼玉県（1 校）：埼玉大学
千葉県（1 校）：放送大学
東京都（16 校）：一橋大学、首都大学東京、東京外国語大学、東京工業大学、東京農工大学、東京理科大学、中央大学、明治大学、早稲田大学、法政大学、慶應大学、大妻女子大学、和光大学、明星大学、東洋大学
神奈川県（1 校）：総合研究大学院大学、
長野県（1 校）：信州大学
静岡県（1 校）：静岡理工科大学
愛知県（3 校）：名古屋大学、日本福祉大学、愛知大学
京都府（5 校）：京都大学、京都府立大学、立命館大学、同志社大学、龍谷大学
大阪府（2 校）：大阪大学、大阪市立大学
兵庫県（2 校）：神戸大学、関西学院大学
広島県（1 校）：広島大学
福岡県（2 校）：九州大学、福岡大学

2. 2012年度調査結果の特徴

ここでは今年度の調査から浮かび上がってきた大学院生の経済実態、および研究生活と研究諸条件に関する全体的な特徴を提示する。

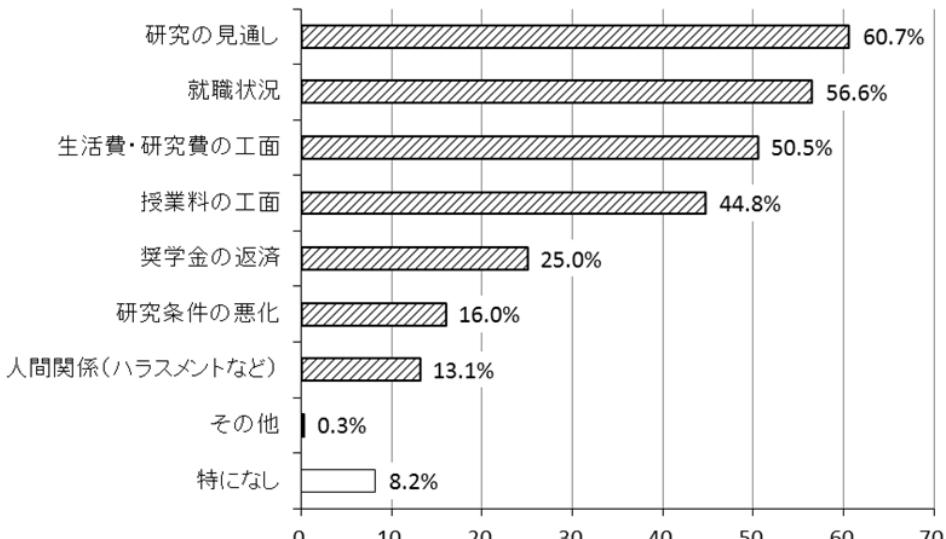
(1) 収入不足とアルバイトの中で研究・生活上の大変な不安を抱く現代の大学院生

大学院生の経済的実態を端的に物語るのが、アルバイトの状況である。後に指摘するような高学費・貧困な経済的支援の中で、7割以上がアルバイトに従事しており、その目的として84.9%が「生活費あるいは学費（研究費を含む）を貯め



ため」と答えている。大学院での研究・生活上の懸念（不安）についても、第一位が「研究の見通し」、第二位が「就職状況」であるが、これに続くのが経済問題である。すなわち、大学院生全体の50.5%が生活費・研究費の工面に、44.8%が授業料の工面に、25.0%が奨学金の返済に、それぞれ懸念・不安を感じている。

8-1 大学院での研究・生活上および将来の懸念(不安)を教えてください。(複数回答可、回答数732)

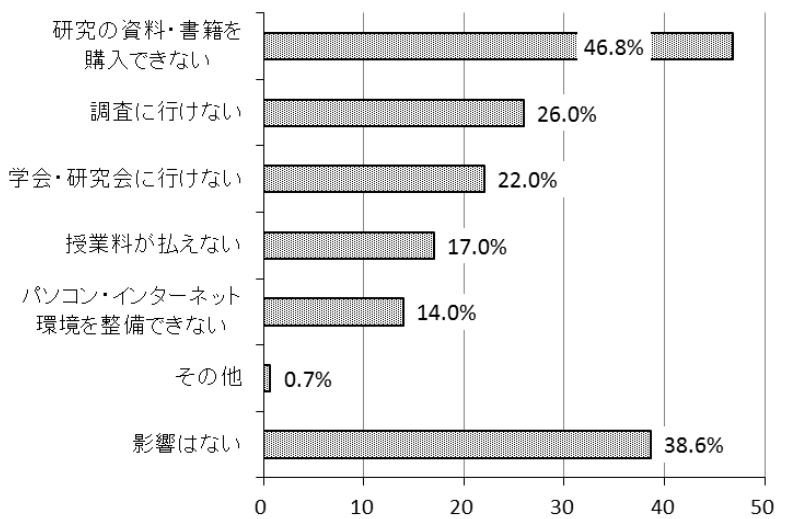


こうした経済不安は、大学院生の研究実態を確実に蝕んでいる。実に61.4%が「収入の不足が研究に影響を与えていている」と回答しているのである。具体的な影響としては、人文科学系で「研究の資料・書籍を購入できない」が6割を超え、調査・学会・研究会に行けない、授業料が払えないなどでも高い値を示している。この問題は留学生においても深刻で、「収入の不足が研究に影響を与えている」と答えたのが、国費留学生で73.7%、私費留学生で85.7%と影響の深刻さが窺われる。さらに、研究時間について見ると、56.9%が「研究時間が十分に確保できていない」と回答し、この内の44.0%がアルバイトを理由に挙げている。博士課程では「種々の業務」が占める割合が高くなる。心身の不調23.0%も深刻で

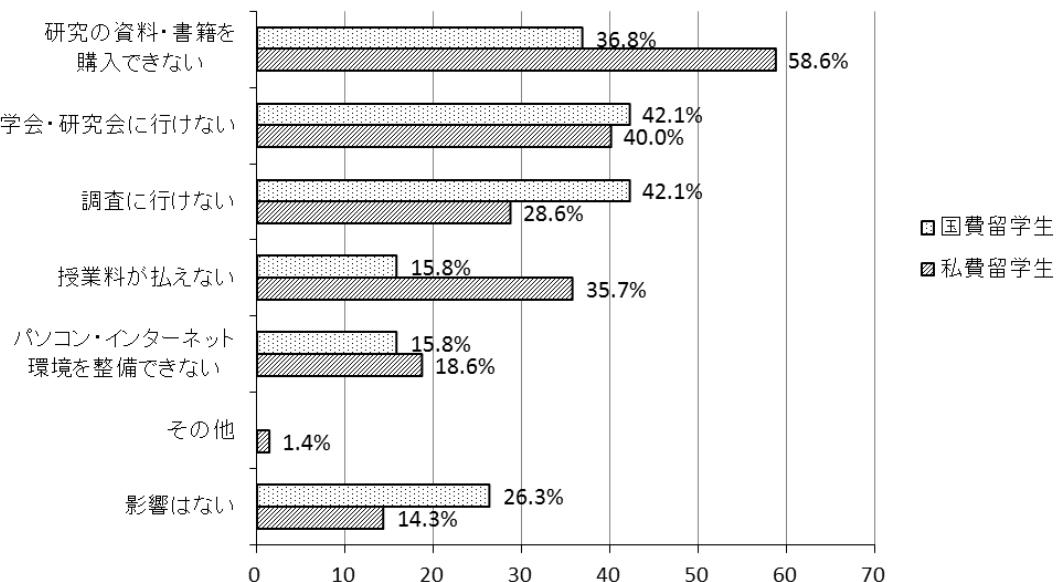
あり、ODでは約4割を示す。大学院生全体で見ても、10人に1人以上が心身の不調で研究時間を十分に確保できていないのである。

大学院生の経済不安は進学に直結している。35.8%が博士課程に進学しないと答え、進学する者でも約半数が経済上の不安を訴えている。研究を志した大学院生が進学を断念せざるを得ないことは、個人の能力を伸ばす機会が奪われているとともに、社会にとっても大きな損失である。

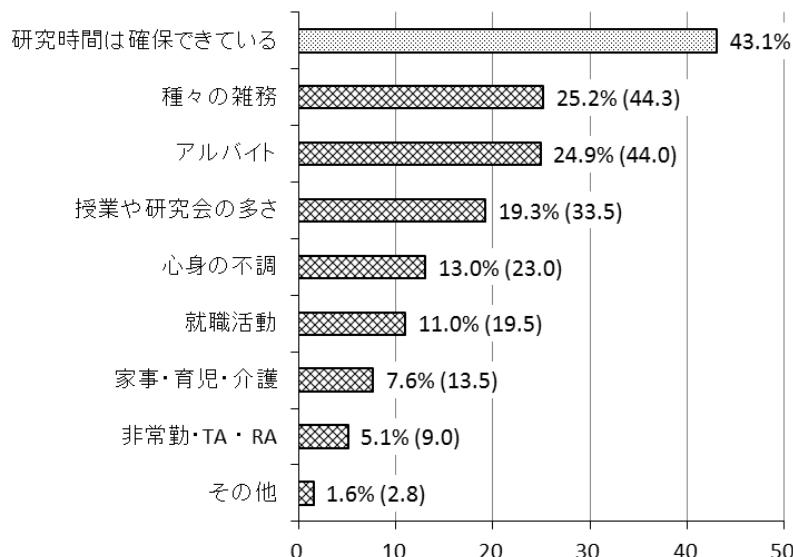
7-1 収入の不足が研究に影響を与えていますか。もし与えている場合、具体的にどのような影響が出ていますか。(複数回答可、有効回答数705)



7-1 収入の不足が研究に影響を与えていますか。もし与えている場合、具体的にどのような影響が出ていますか。(複数回答可)



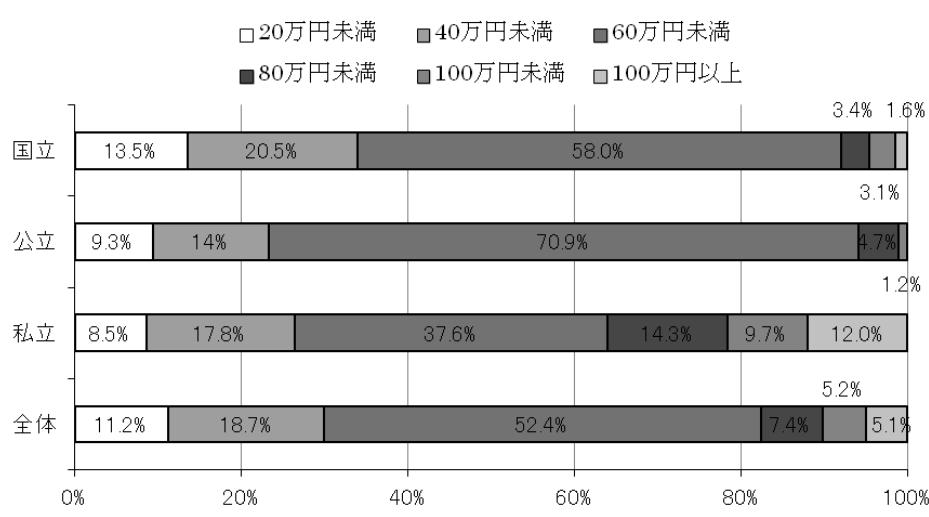
7-2 研究時間は十分に確保できていますか。もし確保できていない場合、その妨げる要因を教えてください。(複数回答可、回答数706、括弧内は「確保できていない」に対する割合)



(2) 研究と進学を阻害するいびつな高学費

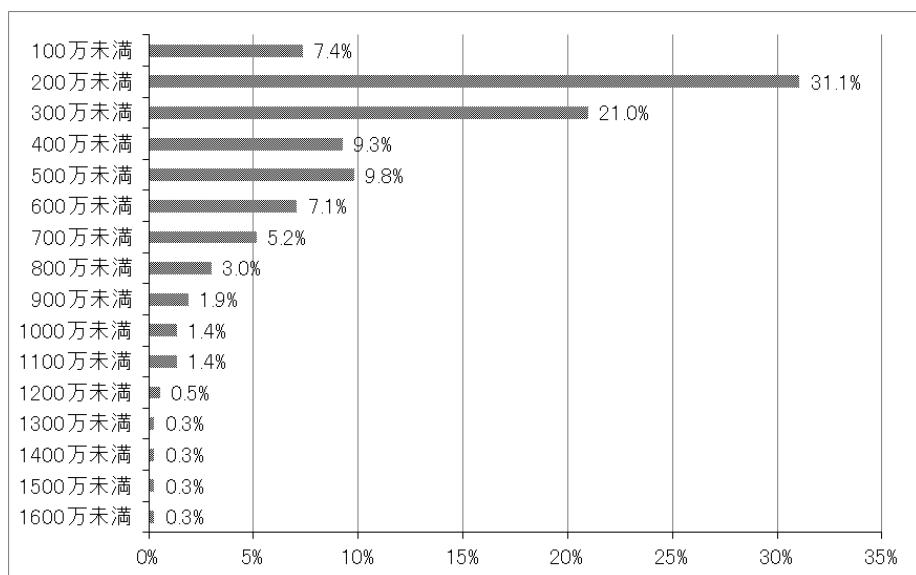
大学院の初年度納付金の平均は、現在、国立81.8万円、公立91.1万円、私立修士104.0万円・博士89.3万円であり、世界一の高学費とも言われる。アンケートでは減免後の授業料を聞いたが、結果は概ね上の値を反映している。所属大学・機関別に見ると、国公私立大学間の格差が顕著である。国公大学では9割以上の回答者が60万円未満と回答しているのに対し、私立大学では60万円未満は64%であり、100万円以上が12%存在する。100万円未満、100万円以上の95%が修士課程の院生であり、私立大学の修士課程の院生が特に高い学費を負担している。44.8%が授業料の面に不安を感じ、博士課程に進学する際の懸念材料として48.7%が経済上の不安を挙げている。

2-3-1 一年間に支払っている授業料を教えて下さい(減免を受けている方は減免後の支払額)



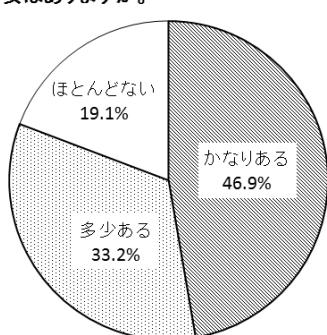
(3) 返還の不安と応募をためらう名ばかりの「経済的支援」

高学費の状況下で大学院生の命綱となる経済的支援はどうか。まず、奨学金は約6割の大学院生が現在受けている、ないし過去受けている。うち約7割が利用する日本学生支援機構（旧・日本育英会）の奨学金の借入れ総額からは、負担の巨大さが確認できる。中には1000万円以上の奨学金を借りている者が2.9%も存在する。日本の公的な奨学金には、給付制ものや返還免除制度が存在せず、利子を加えて返還しなければならないものが約7割を占めていて、返還には大きな困難が伴う。さらに、返済猶予期間は5年までとされ、返済が一定期間滞った者を個人信用情報機関に登録する、いわゆる「ブラックリスト化」も2010年に導入されている。返還に対する不安について聞いたところ、46.9%が「かなりある」、33.2%が「多少ある」と答え、80.1%が奨学金の返還に不安を抱えている。

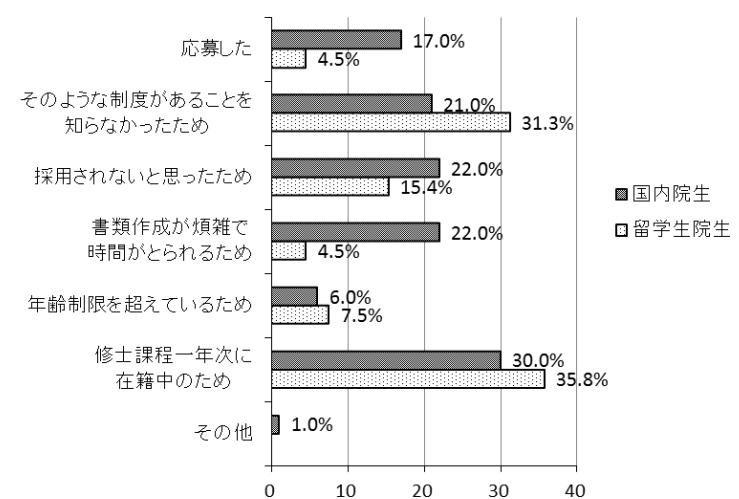


続いて、優秀な若手研究者を支援する制度として日本学術振興会特別研究員（学振）があるが、その採用は大学院生全体の■%に過ぎない。全体の21.0%が「採用されないと思ったため応募しなかった」と回答し、実際に応募した者は15.6%である。この数値も、国公私立、自然科学・人文科学で約2倍の格差が存在する。さらに国内院生と留学生とを比較すると、応募について約4倍の格差があり、31.3%が制度そのものを知らなかった。すなわち、情報へのアクセスの問題も深刻である。

5-4 (実際に何らかの奨学金の貸与を受けている方で)返還に対する不安はありますか。

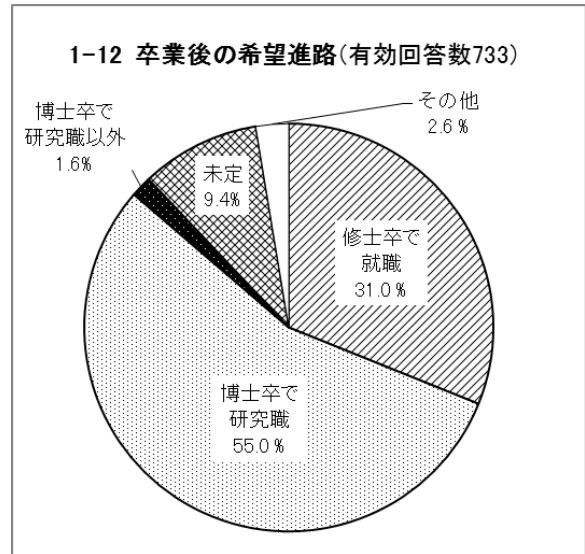


6-4 日本学術振興会の特別研究員制度に過去一年間で応募しなかった方にききます。その理由はなんですか。



(4) 就職不安と不十分な支援

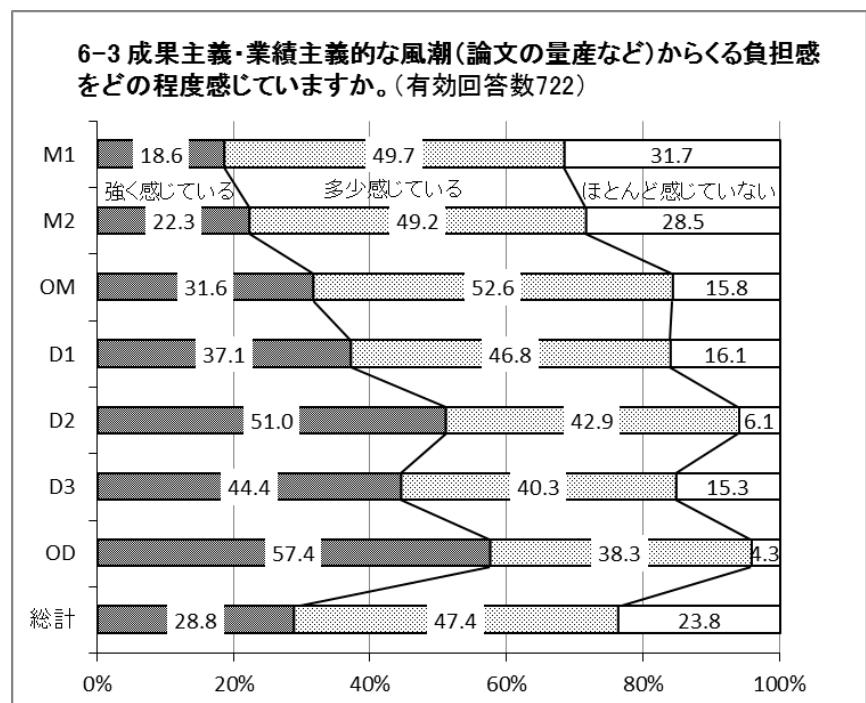
就職問題は大学院生の重大な関心事であることは疑いない。既に見た研究・生活上および将来の懸念（不安）では、56.6%が就職状況に不安を抱いていることが分かる。卒業後の進路希望で最も多いのが「博士卒で研究職」の55.0%、次に多いのが「修士卒で就職」の31.0%でという状況下で、就職状況および就職支援の改善が望まれる。すなわち、博士課程に進学する上での懸念材料として43.3%が就職状況を上げているが、これには研究職とりわけ若手教員のポスト数の少なさがこの不安に大きな影響を与えていていることが予想できる。また、27.7%が「就職支援が十分に行われていない」と回答し、「わからない」も過半数に及ぶ。「就職支援が十分に行われていない」と感じるのは博士課程以降で特に多くなっている。



(5) 研究環境への不満と成果主義・業績主義の落とし穴

以上に大学院生の経済・就職状況の特徴が明らかとなった。では、大学院生の研究状況はどうなっているか。56.8%が研究環境に不満があると回答し、具体的には、学内の研究スペース、必要な資料・書籍、PC・ネット環境などハード面での不満が目立つ。さらに「図書館や教室などの学内施設が利用しにくい」22.8%はソフト面の問題であるばかりでなく、学外の者にとっても使い勝手が悪いという事実も示す。これらの数字は、自然科学系より人文科学系が、国立より私立がそれぞれ高くなっている。

また、76.2%が成果主義・業績主義的な風潮による負担感を覚えている。しかも、この数字は学年が上がるごとに高くなる傾向を示し、国立大・人文科学系の方がより高い。以上の点からは、専門分野・国公私立・各大学の格差を直視して、研究環境の整備に充てる基礎的資金を増やし、かつ成果主義・業績主義的な風潮を緩和する政策の必要性が浮かび上がるのではないか。



シリーズ 大学院と大学院生を取り巻く情勢

奨学金問題

1.はじめに——なぜ奨学金を取り上げるのか

ここでは、奨学金問題について取り上げる。以下に見るように、主たるテーマは日本学生支援機構(以下、機構)の奨学金制度および機構再編についてであるが、それを検討する意義をまず確認しておく。

近年、機構の調査から、大学院生の生活費が減少傾向にありながら学費は下がっておらず、収入に占める奨学金の割合は高まり受給者も増加傾向にあることが分かっている。機構による「学生生活調査」によると、大学院修士課程は 2002 年で年間支出が 182 万 5400 円であり、学費：生活費の割合が 42, 8%(78 万 1800 円) : 57,2%(104 万 3600 円)であったのに対して、2010 年では年間支出が 173 万 2100 円であり学費：生活費の割合が 46,3%(80 万 2300 円) : 53,7%(92 万 9800 円)となっている。学費は増えているのに生活費が減少していることがわかる。また同データによれば、修士課程は 2002 年では収入が 211 万 2700 円で家庭からの仕送りが 52, 0%、奨学金が 22, 0%であるのに対して 2010 年では収入 196 万 6200 円で仕送りが 47, 4%、奨学金 28, 1%となっている。さらに、奨学金の受給者が大学院修士課程においては 2002 年の 48,4%から 2010 年は 59,5%となっている。

こうした状況の背景として長期にわたる不況と雇用の流動化が指摘されているが、結論部分で見るよう、本質的には教育に対する公的支援の問題に行き着く。上記に見たように、奨学金の必要性が高まっており、全院協のアンケートからは機構奨学金利用者は全利用者のうち 8 割以上を占めていることが示されており、とくに機構奨学金の重要性は高い。奨学金について検討することによって大学院生の実態と現在の政府の方向性のズレを見て取ることができるため、奨学金を検討する

ことが重要となる。

以下ではまず、来年度概算要求から見る奨学金制度の方向性を検討しつつ、次にここ数年で進展してきた機構の再編を確認し、最後に全院協の要請に向けたまとめを行いたい。

2.来年度概算要求から見る奨学金の方向性

2012 年 9 月 7 日に公表された来年度予算の概算要求では、奨学金事業が 1 兆 2178 億円で前年比 914 億円の増額となり、うち財政融資資金は前年比 343 億円増の 8726 億円となっている。貸与人数は 143 万 9000 人で前年比 9 万 9000 人増となった。この概算要求から、以下の 3 点を確認しておきたい。

(a)運動の諸成果

無利子奨学金の拡大(後述)、予約採用枠の拡大、新規貸与者のみであった所得連動型奨学金の在学生への適応(834 億円)、有利子奨学金返還時の利子負担の軽減措置(197 億 1900 万円)は、同時進行で様々な問題をふくみつつも、私たちの要求の漸進的な成果だと言える。

(b)頓挫した給付制奨学金

昨年度の概算要求と比して最も大きな点は、給付制奨学金が削除されたことにある。昨年度は初めて概算要求に給付制奨学金の創設を具体化したものの、文科省と財務省の対立の下、妥協案として年収 300 万円以下に限定する所得連動型奨学金が導入されたことは既に全院協ニュース 233 号にて確認しているが、今年度は概算要求にすら掲げられていない。これは、つい数日後の 9 月 11 日に高等教育無償化の漸進的導入を定めた国際人権 A 規約 13 条 2 項(b, c)についての長年にわたる留保を撤回した日本政府の態度とは逆行する事態である。

(c)拡大する有利子拡大と民間資金

有利子奨学金の拡大(101 万 9000 人で前年比 6 万 3000 人増)が無利子奨学金の拡大(41 万 9000 人で前年比 3 万 6000 人増)よりも大きく、その割合は費用から見ればおよそ 3 : 1 である。有利子拡大の背景には財政投融資からの借入があり、有利子奨学金の利子分によって財政融資への返還を行なっているために、有利子を拡大せざるを得ない状況が続いている。いわば、有利子拡大が自己目的化した状況といえよう。

これらに加えてもう一点、奨学金事業の健全性確保(23 億 7400 万円)が掲げられているが、これに関しては節を改めて、機構再編との関連から確認する。

3.日本学生支援機構の再編

(a) 奨学金の学生ローン化

2012 年 7 月 31 日に閣議決定された『日本再生戦略』(以下、再生戦略)では、日本において教育費の私的負担が多いことを前提にしつつ、公的改善を目指すのではなく、親の教育負担を軽減するために学生本人に教育ローンを貸し付けることを目指している。これは、1999 年に社会経済生産性本部が発表した全学生に向けた教育ローンという提起、すなわち 300 万人に年間 300 万円を貸し出すことによる 9 兆円のローン市場を作り出す、という方向性に則ったものであり、再生戦略をまとめた座長である藤村修官房長官 HP「私の教育論」にも掲載されている。これが、教育目的ではなく、「金融」事業をいつそう拡大する方向性であることは容易に理解されよう。

(b) 奨学金の回収強化

来年度概算要求においても奨学金事業の健全化として予算が割り当てられているが、具体的には以下のように奨学金の返済の回収を強化するための方策である。2004 年に日本育英会を廃止して学生支援機構として再編され、奨学金はいつそう金融的手法が導入されることになった。

2007 年度からは、返還開始 6 ヶ月経過以降、延滞が 3 ヶ月以上になった時点で延滞者の個人情

報を個人信用情報機関に登録されることになった。これがいわゆるブラックリスト化である。昨年度の全院協が行なった機構要請の結果、4469 人がブラックリスト化されていることが明らかになったが、2012 年 5 月の段階で 12281 名と急増していることがわかる。さらに延滞 4 ヶ月以上で初期延滞債権の回収を民間業者に委託して(これは 2010 年度で 87838 件)、延滞 9 ヶ月で法的措置に至るとされている。支払督促申立件数は 2000 年から 2010 年までで 20 倍近い 7390 件となり、強制執行予告が 2133 件、強制執行申立が 269 件、強制執行 85 件となっている。

(c) 機構の縮小と再編

上記(a)や(b)の目的を実現するために、機構自体も再編の過程に入っている。「独立行政法人日本学生支援機構の在り方に関する有識者検討会」(以下、検討会)においてこの数ヶ月機構のあり方について議論が行われたが、第 4 回を重ねた 9 月 12 日の検討会において報告書がとりまとめられた。以下の点が重要である。
①民間の主体へと奨学金事業を移行することについては、教育的配慮や効率性からも疑問がある
②理事長直下の第三者機関(仮称として債権回収検証委員会)を設置する
③大学入試センターと大学学位授与機構と学生支援機構を統合した法人をつくることについては、当該法人が発足した後に、業務の体制とその状況を踏まえて検討する、と結論を先送りにしたこと

のことから、文科省内部において必ずしも奨学金事業の完全なる民営化と機構解体には賛同していないことが理解されるが、結論が先送りにされたことで、今後も注目していく必要があることは確かである。

4.おわりに——要請に向けて

以上見てきたように、現在の奨学金は有利子拡大と債権回収の強化という方向性を基底としており、奨学金は給付であるという理念からして本来的にも、そして後に見るよう国際的にも、日本の奨学金は立ち遅れているといわざるを得ない。

全院協アンケートにおいても、8割以上の奨学生利用者が返済について不安を抱えていると答えていることが分かっているが、上記の方向性によってこの返済の不安が解消されると考えにくい。

加えて、現在審議の段階にあるマイナンバー制度の導入について言及しておきたい。財務省は、マイナンバー制度を前提にしつつ奨学生利用者へのフレキシブルな貸与・返済の実施を目指しているが、この制度は既に他国では失敗している。マイナンバー制度は全住民に番号をつけて個人情報を行政が一元的に管理するものであるが、韓国では個人情報の漏えいが相次ぎ、アメリカでは本人になりました犯罪が多発し、イギリスは人権侵害や運用コストを理由に5年で廃止されている。かつ、アメリカで実施された学生ローンは、民間を主体としつつ利子補給を政府が行うようにするために政府コストの高さなどから廃止され、韓国の住宅金融公社に委託された奨学生は住宅ローン

との性質の違いから再び公的管理に戻っている。

繰り返しになるが、本質的問題は教育に対する公的支援の問題であり、学費の無償化と給付制奨学生が存在しないことこそが問題である。全院協アンケートでは、奨学生総借入額が数百万を超えることがざらであり、なかでも1000万円を超える人が3%ほどいることが分かっている。もはや現行の奨学生政策および進展しつつある方向性では、根本的な解決にならないことは明らかである。

改めて確認しておこう。OECD諸国の中で授業料無償化と給付制奨学生がないのは日本だけである。その正当化を妨げていた国際人権規約第13条(b)(c)の留保は撤回された。これは歴史的転換点である。しかし、これは現実的な政策へと反映されておらず、その早期実現が望まれ、教育における諸問題の根本解決はこの実現しかありえないだろう。私たちがその実現へと声をあげるときが来ている。

留学生問題

2011年5月1日の時点で大学院生留学生在籍者は39,749人であり、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）及び大学に入学するための準備教育課程を設置する教育施設に在籍する留学生も合わせると、138,075人に上ります。留学生は年々増加傾向にあり、大学院生留学生は2010年度に比べて652人（1.7%）増加しました（日本学生支援機構平成23年度外国人留学生在籍状況調査結果）。この背景には1983年の「留学生受け入れ10万人計画」を基にした、2008年の「留学生30万人計画」が存在します。「留学生30万人計画」は「日本を世界により開かれた国とし、アジア、世界との間のヒト、モノ、カネ、情報の流れを拡大する」グローバル戦略展開の一環として、2020年を目指すに留学生受け入れ30万人を目指すのです。このような文部科学省指導の政策のもとで留学生が増加してきたにも関わらず、国からの留学生に対する支援は充実しているとは言えな

いのが現状です。特に、私費留学生は留学生院生の中でも大半を占めていますが（国費留学生24.5%、私費留学生73.5%、政府派遣生2.0%）¹、国から経済支援を受ける国費留学生と比較すると経済支援は十分ではありません。そのため、全院協でこれまで取り組んできた留学生問題は、主に私費留学生を検討対象としてきました。ここでも主に私費留学生の抱える、経済問題と住居問題について取り上げたいと思いますが、私費留学生と国費留学生とにかかわりなく抱える情報アクセスの制限の問題にも言及したいと思います。

1. 経済問題と住居問題

まず経済問題ですが、授業料全額免除に加えて国から月15万円が支給される国費留学生と比較して、私費留学生には月額6.5万円が1年間給付さ

¹ 2008年中央教育審議会留学生特別委員会第6回資料

れる私費外国人留学生学習奨励費給付制度とわずかな授業料免除措置があるのみです。学習奨励費給付者は12,698名と私費留学生全体の11.9%にとどまっており（2008年中央教育審議会留学生特別委員会第6回資料）、2010年度行政刷新会議において仕分け対象となった結果、事業の成果検証を厳しく求めるとの評価がなされました。

このような僅かばかりの経済支援の中で奨学生受給は必要不可欠ですが、必ずしも留学生全員に奨学生が行き渡っているわけではなく、留学生全体の63.8%しか奨学生を受給できていません

（平成21年度私費外国人留学生生活実態調査概要）。異常な高学費や高物価という日本特有の環境で、私費留学生はアルバイトで学費・生活費を稼ぐしか選択肢がない状況が見受けられます。アルバイト時間を国内院生と比較してみても、国内院生の29.6%はアルバイト時間が10時間未満であり、20時間以上アルバイトに従事している者は8.3%である一方で、私費留学生はアルバイト時間が10時間未満で済んでいる者は18.2%にすぎず、20時間以上と答えた者も21.2%に上ります。そしてこのような収入の不足が研究に支障を与えると答えた私費留学生は86%を占めました（2012年度全院協大学院生経済実態アンケート）。

第二に、住居問題が挙げられます。学校や公益法人が設置する公的宿舎に入居している留学生は全体の20.5%に過ぎず、残りは民間宿舎、アパートに住んでいます（平成23年度外国人留学生在籍状況調査結果）。2010年に「留学生借り上げ宿舎支援事業」が施行され、民間宿舎を借り上げ留学生に宿舎を提供している大学に対し、単身用については一戸につき80,000円、世帯用については130,000円の支援金を交付する制度ができましたが、該当する民間宿舎等に同一の留学生を入居させることができる期間は1年未満に過ぎません。また、公的宿舎の一つであった国際交流会館

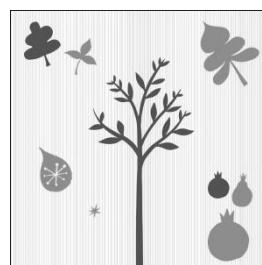
は事業仕分けにより、平成23年度末までに廃止され、地方公共団体及び日本の国立、公立又は私立大学を運営する法人に対して売却されることになりました。

留学生の在籍者数は増加し続けているにも関わらず、留学生の置かれている状況は年々困難を極めています。特に私費留学生の経済問題、住居問題に対する国からの支援が早急に実現される必要があります。

2. 情報へのアクセスが限られる留学生

1. では国費・私費の留学形態によって経済格差が生じていることが明らかになりましたが、一方で国費・私費留学の形態に関わらず、留学生院生が全般的にかかる情報アクセスの制限という問題も存在する可能性があります。それをしているのが、全院協が実施している「2012年度全院協大学院生経済実態アンケート」の日本学術振興会が実施する特別研究員制度に関する質問です。日本学術振興会の募集する特別研究員制度へ応募したのは、国内院生が17%であったのに対して、留学生院生は4%にとどまったことがわかりました。応募した国内院生も2割弱と少ないですが、留学生院生はそれ以上に少ないとわかります。そして、特別研究員制度に応募しなかった理由として、「そのような制度があることを知らなかつた」と回答したのは、国内院生が21%だったのに対し、留学生院生は31%に上っています。

ここからは、留学生院生は国内院生に比べて情報へのアクセスがしづらい可能性があることがうかがえます。そして、このことから、外国で暮らすことによるハンディを少なからず背負う留学生院生にとって、必要な研究上の支援が行き届いていない可能性も示唆されます。



2012 年度省庁・議員要請に向けて

1. はじめに — 要請行動の位置づけ

全国大学院生協議会（全院協）は、大学院生自治会、院生協議会によって構成される日本で唯一の全国組織である。要請行動は、アンケート調査を基にして大学院生の生活実態を把握、分析し、院生共通の要求をまとめ、関係省庁および議員への要請を通じてその実現を求めるものであり、全院協活動における一つの柱である。なかでも大学政策や予算の問題など、個々の各自治会・院協では解決することの困難な課題について、要請をおこなうことに大きな意義をもつ。また、要請行動は全院協活動のなかで最も多くの院生が参加する企画であり、ともに院生活動に取り組む仲間との意見交流の場としても貴重な機会である。このような意義を持つ要請行動に向けて、昨年度要請行動の成果と課題の確認を整理したのち、今年度要請行動のポイントについて示してみたい。

2. 昨年度要請行動の成果と課題（『第 66 回全国代表者会議 決議』2012 より）

2011 年 12 月 1 日（木）、全院協は文部科学省・財務省への省庁要請、文教関係を中心とする議員要請、民主党に対する政党要請をおこなった。前日の戦略会議から要請行動まで、全国から延べ約 40 人の大学院生が参加した。

当日の要請内容としては、これまで継続的に要請してきた内容に加えて、新たに OD の経済問題、キャリアパス多様化問題をトピックとして取り上げた。これらの内容については、取り上げるのが初めてということから、具体的な要求を掲げるのではなく、まず実態を伝えることや基本的な認識をただすことが重視された。

文科省は昨年度、給付制奨学金を概算要求に盛り込むという史上初の試みをした。他にも授業料標準額を平成 27 年度まで上げる提案をしないこと、基盤的経費の拡充に努めることなど院生の要求という観点で前向きの評価ができる答弁もあった。また、ポイントの一つについていた OD 問題について担当者に実態を伝えることができたことも大きな成果となった。しかしながら、一方で奨学金返還問題では相変わらず院生の要求と相反する立場に立っており、キャリアパス多様化問題でも、文科省の立場は私たちの要求に沿ったものと言うより、政府や経済界の考えを追認するものであった。

財務省は、22 年度と同様陳情窓口対応であった。しかし、ある程度の時間をとて私たちの実態と要求を丁寧に伝えることができたという点で意義あるものとなった。

政党要請は民主党に対して行い、金子健一議員（企業団体対策委員会副委員長）に直接会って意見を交換した。民主党は、基本的にはそれ以外の政策との関係も踏まえて予算を検討しなければならないというスタンスであった。しかし、政党の中である程度の立場にある議員本人に対して院生の実情を訴えられたことは大きい。

議員要請は、のべ 35 名の議員に対して要請を行った。要請先議員を選定するうえでは政党的バランスを重視し、また大学院出身者など大学院政策に理解がありそうな議員を重点的に選んだ。直接会えた議員は 4 人であった。昨年度は、議員要請において新しく財務金融委員会の各議員にも要請を行った。これは、ここ数年間財務省に対して正式な要請を行えていないため、財務関係の議員に対しても院生の現状を伝え、改善への努力を求める必要があとという度の総括を踏まえてのことであった。昨年度からは①文科省要請で問題になった OD 問題、奨学金返還諸制度、キャリアパス多様化の問題は今後も引き続き焦点になりうるため、今後具体的に何を要求していくのかを定めていく必要がある②政党要請を拡大してもよいのではないか、③それぞれの議員に対して何を要請するのかを明確にする必要がある、ということが今年度の課題として提示されている。

2011 年度 要請項目

1. 学費負担額の軽減および経済支援の拡充

- ① 授業料標準額の減額、および学費の段階的無償化を求める *
- ② 授業料免除枠などの学費軽減制度の拡大を求める **
- ③ 私費外国人留学生学習奨励費給付制度の拡充、宿舎確保など、留学生の生活・経済的支援をおこなうことを求める *

2. 奨学金制度の充実 *

- ① 給付制奨学金制度の創設と無利子奨学金採用枠の拡大を求める *
- ② 個人信用情報機関利用、返還猶予期間の上限（5年）の撤廃と返還免除枠の拡大を求める

3. 就職状況の改善

- ① 公的資金の投入を拡大し、大学教員の増員を行うことを求める *
- ② 大学院生の立場に立ち、大学院における教育と研究の自由を損なわないキャリアパス多様化を進めることを求める *

4. 国立大学法人運営費交付金、私学助成の拡充

- ① 以上の実現のために、基盤的経費の安定的な確保を求める **

* は文科省要請における重点項目

** は財務省要請における重点項目

3. 2012 年度の要請項目とポイント

今年度の要請項目は以下のものである。

2012 年度全国院生協議会 要請項目

1. 国際人権規約 A 規約第 13 条 2 項 (c) にもとづく高等教育の漸進的無償化

- ① 国公私立大学の授業料減額を求める *
- ② 授業料免除枠の一層の拡大を求める **

2. 研究生活の基盤となる経済的支援の抜本的拡充

- ① 給付制奨学金制度の創設と、無利子奨学金枠の拡大を求める *
- ② 個人信用情報機関利用、返済猶予期間の上限（5年）の撤廃と返還免除枠の拡大を求める *

- ③ 日本学術振興会特別研究員の採用枠の拡大を求める *

3. 就職状況の改善

- ① 大学教員、特に若手教員の増員を求める *
- ② 大学院生の立場に立ち、大学院における教育と研究の自由を損なわない就職支援を求める *

4. 国立大学法人運営費交付金、私学助成の拡充

- ① 以上の実現に向けた、基盤的経費の安定的確保を求める。 * **

* 文科省要請における重点項目

** 財務省要請における重点項目

今年度の特徴としては、日本政府が先の 9 月 11 日、高等教育の漸進的無償化を示した国際人権規約 A 規約（社会権規約）第 13 条 2 項(c)の「留保撤回」を決定した事実を要請の全面に押し出しているところにある。1966 年に国際規約が成立し、1979 年に政府が「留保」を決定してから 33 年。これは、長年の教育無償化に向けた諸運動の成果であり、それらの活動と連携しながら大学院生の生活実態を訴え、給付制奨学金を要求してきた全院協運動にとって大きな意義をもつ出来事であるといえよう。

しかしながら、今年度理事校会議でなされてきた情勢分析の成果をふまえて要請項目作成にあたったとき、「留保撤回」とは相反する文教政策が進行している実態を指摘せざるにはいられない。それは 9 月に出された 2013 年度文科省概算要求において「給付制奨学金」という文言が削除されているところに明確に現れている。

昨年度、文科省は新たに「給付制奨学金」を概算要求に盛り込むという史上初の試みをした。そこから本格的な議論に向かう矢先の削除である。この点に関して、民主党が 9 月 11 日に出した「文科部門政権交代の成果」では、「給付制奨学金」の代替として「使途が限定された給付制奨学金」として、授業料減免枠の拡充が今年度概算要求の対応として挙げられている。事実、概算要求において授業料減免の充実に向けた要求額が、前年度予算額からの増額 (+49 億) を見せており、とはいえる。大学運営の基盤的経費としての運営費交付金は、国立大学の学部再編を見据えた重点化政策等の改革予算の増額に対して前年度から大きな減額 (-155 億) となっている。なかでも人件費等の大学運営に直結する予算、一般運営費交付金の総額は、小泉政権下での国立大学法人化以来続いてきた 1 % 削減から 7 % 削減となり、総額 678 億円の減額となっている。これでは、民間からの運営資金調達の可能な大学とそうでない大学との間に生まれている格差は増すばかりであり、国立大学の全体的な学費の無償化への漸進に向かうとは言いがたい。

私立大学における大学院の学費問題もまた深刻である。多くの院生が高額な学費によって研究生活が圧迫されている状況下で、授業料減免枠の拡充に向けての概算要求は昨年度からの増額を見せており、減免枠の総数のなかで大学院生の割合をどのように確保するかという記述は前年度と同様に示されていない。私立の大学院における学費問題についての文科省の認識と対応は遅れている。

奨学金制度に関しては、今年度概算要求によって想定されている無利子奨学金枠の採用枠は増加 (+27 億) しているものの、全体的に有利子奨学金枠の拡大によって制度維持を図る「学生ローン化」の方向、その根底にある受益者負担の立場から変化していない。このことは換言するならば、奨学金制度は奨学のための教育事業ではなく、金融事業として政府に認識されているのである。このように見ていくと、2013 年度文科省概算要求は『留保撤回』(学費の無償化、給付制奨学金の創設への漸進) の事実とかけ離れていると指摘せざるをえない。

このような情勢認識から、今年度は日本学術振興会特別研究員の採用枠の拡大を要請項目案として盛り込んでいる。学振は「優れた若手研究者に対して、自由な発想のもとに主体的に研究課題等を選びながら研究に専念する機会を与え、研究者の養成・確保を図る制度」であり、採用された大学院生は月に 20 万円の研究奨励金と研究費が 3 年 (DC1) または 2 年 (DC2) 支給される。現在の採用者数は申請者の 2 割から 3 割を推移しているが、博士課程院生全体の 6%程度²にすぎず、ごく一部の院生の支援にとどまっている。このような状況に対し、給付制奨学金の創設を求める一方で特別研究員の拡充を求め、一人でも多くの大学院生が経済的な不安なく研究に専念できるようを目指す。

以上の点を踏まえて、今年度の要請項目作成にあたった。

² 文部科学省高等教育課「学生に対する経済支援の現状」

(<http://www.u-tokyo.ac.jp/gen02/pdf/gakusei-keizaitekishien-genjyou.pdf>)

4. 省庁要請のポイント

今年度の要請項目およびその作成にあたって留意したことをふまえると、省庁要請におけるポイントは以下のようになる。

【文科省要請】

文科省要請において焦点化するポイントは、国際人権規約 A 規約第 13 条 2 項「留保撤回」をふまえた文科省側の方針を問うことにある。そのとき、アンケート報告書や要請参加者の発言を通じて、大学院生の実態に即した要求を示していく。

- ・ 国際人権規約 A 規約第 13 条 2 項の「留保撤回」以後の方針、具体的に言えば学費の漸進的無償化、奨学金返済免除枠の拡大や「給付制奨学金」創設への見通しについて、文科省の見解を引き出す。
- ・ 大学院卒の就職状況の悪化に対して「キャリアパス多様化」が論じられるとともに、リーディング大学院やグローバル COE などを含め、大学院教育の質的な転換が図られようとしている³が、産業界の利益追求とは独立した大学院の教育・研究の自由を確保するうえでの就職支援の方策について見解を引き出す。
- ・ アンケート調査で導きだされた大学院生の生活実態を通じて、学費の無償化と就職問題の改善が「待ったなし」の状況にあることを主張する。

【財務省要請】

財務省要請において焦点化するポイントは、奨学金制度の運用と高等教育の漸進的無償化に向けた基盤的経費の拡充にある。昨年と同じく陳情窓口対応になることが予想され、財務省側の見解を引き出すことはできないと思われる。そこで、以下の点を要請に際してのポイントに据えたい。

- ・ 授業料免除枠の拡充にかかわって、大学改革関連予算の増額、国立大学における運営費交付金の大幅な減額のなかで、授業料を免除する主体としての国立大学法人および私立大学のあいだで、授業料免除枠の拡充可能な大学とそうでない大学を生み出すのではないか、という懸念を伝える。
- ・ 運営費交付金の削減を含めた人件費抑制策を見直し、運営費交付金の拡充から、任期なし若手教員の雇用数を増やすことによって、就職問題の改善と研究環境の整備を求める。
- ・ アンケート調査で導きだされた、大学院生の生活実態を伝え、学費の漸進的無償化に向けた給付制奨学金の創設、授業料免除枠の拡充を主張する。

以上のような観点から、今年度の要請文作成にあたった。

³ 産学協働人財育成円卓会議「アクションプラン～日本復興のために～」(2012.5) では、企業人材をセミナー講師等に積極的に活用する等の産学連携の指針、今後の大学院生に求める研究横断的な人材像が示されている。しかしながら、ここでは研究の専門性に関する議論（例えば哲学研究の学問的意義など）についての言及はなく、大学院における研究の自由を前提とした議論は為されていない。

(文科省要請用)

文部科学大臣 田中真紀子 殿

2012 年 11 月 30 日
全国大学院生協議会

【要請項目】

1. 国際人権規約 A 規約第 13 条 2 項(c)にもとづく高等教育の漸進的無償化
 - ① 国公私立大学の授業料減額を求める
 - ② 授業料免除枠の一層の拡大を求める
2. 研究生活の基盤となる経済的支援の抜本的拡充
 - ① 給付制奨学金制度の創設と、無利子奨学金枠の拡大を求める
 - ② 日本学生支援機構奨学金の個人信用情報機関利用、返済猶予期間の上限（5 年）の撤廃と返還免除枠の拡大を求める
 - ③ 日本学術振興会特別研究員の採用枠の拡大を求める
3. 就職状況の改善
 - ① 大学教員、特に若手教員の増員を求める
 - ② 大学院生の立場に立ち、大学院における教育と研究の自由を損なわない就職支援を求める
4. 国立大学法人運営費交付金、私学助成の拡充
 - ① 以上の実現に向けた、基盤的経費の安定的確保を求める

【要請趣旨】

「とにかく生活が苦しい。授業料のためのアルバイトに追われ、研究ができない。」
「博士課程進学を考えていますが、金銭面で不安を感じています。もしも進学できず、就職もできなかつた場合、すぐに奨学金を返し始めることが困難だと思います…」
「就職状況が厳しく、将来の見通しが立たないのが精神的に厳しいです…」
一いま、多くの大学院生が経済的な問題や将来への不安などによって苦しめられ、十分に研究を進められない状況が生まれています。

私たち全国大学院生協議会（以下、全院協）が実施した調査「大学院生の経済実態に関するアンケート調査 2012」（以下、「アンケート」）には、多くの切実な声が寄せられました。

全院協は、全国の国公私立大学大学院の院生協議会・院生自治会によって構成された組織であり、大学院生の研究・生活諸条件の向上および大学における大学院生の地位と権利の確立を求めて活動しています。全院協では、2004 年より大学院生に対するアンケート調査を実施し、大学院生の研究生生活実態の把握とその改善を求める政策提言を行ってきました。

2012 年 9 月 11 日、日本政府は国際人権規約 A 規約第 13 条 2 項 (b, c) の留保を撤回しました。学費の無償化や高等教育における給付制奨学金の創設を訴え続けてきた全院協は、この留保撤回を歓迎し、それに沿った文教政策が進められることを強く求めます。

世界一とも言われる高学費の問題は極めて深刻です。「アンケート」では、大学院生の多くが高額な学費の負担と低収入のなかで、大学院生活を維持していくのかという経済上の不安を抱えていることが浮き彫りになりました。高い授業料や研究費を捻出するためのアルバイトに時間を割かれ、研究活動が滞り、業績があがらず、経済的に困窮するという悪循環も生じています。高学費は修士課程に

在籍する院生の進路選択にも重大な影響を及ぼしています。「アンケート」では、博士課程進学に際しての懸念材料として、修士課程に在籍する院生の 48.7%が経済的な不安を挙げており、優秀な学生が経済的理由で進学をあきらめる事態がおこっています。このような学費問題を開拓するためには、給付制奨学金の創設や授業料免除枠の拡大も不可欠ですが、国公私立大学問わず授業料の減額に踏み出すべきであると考えます。

大学院生に対する経済的な支援は研究生活を継続する上で不可欠です。しかし現行の大学院生に対する経済的支援制度は極めて不十分であり、「アンケート」では収入不足が研究に影響を与えていたと回答した大学院生が 6 割以上存在します。日本学生支援機構の奨学金はすべて貸与制であり、「アンケート」からは、受給者の 8 割以上が返済に対する不安を抱えており、返済への不安から奨学金の申請を断念する大学院生も存在することが明らかとなりました。給付制奨学金の創設と無利子奨学金枠の拡充、奨学金の返還免除制度の整備が、大学院生の研究生活を保障するために喫緊の課題となっています。さらに返済が一定期間滞った者を個人信用情報機関に登録する、いわゆる「ブラックリスト」化によって将来への不安を増加し、奨学金の受給を断念した大学院生もいます。経済的に苦しい立場にありながら研究の道を目指す者が不安なく大学院に進むためには、この制度の即時撤廃が必要です。日本学術振興会特別研究員（以下、学振）の採用枠の拡大も重要です。現在の採用者数は申請者の 2 割から 3 割を推移していますが、その数自体は博士課程に在籍する大学院生全体の 6%程度にすぎず、現状ではごく一部の大学院生に対する支援にとどまっています。一人でも多くの大学院生が研究に専念することができるよう採用枠の拡大を求めます。

経済的な不安に追い打ちをかけているのは、就職問題です。大学院生が増加する一方で、大学などにおける任期付でない研究職のポストは減少しており、多くの若い研究者がポスドクや非常勤講師といった不安定な就業形態で働くを得なくなっています。「アンケート」では、回答者の 56.6%が就職状況に不安を抱えていることが明らかになっています。このような事態を改善するために、大学や研究機関における人件費を増額し、任期付きでない教員、とりわけ若手教員のポストを拡充することを求めます。また、大学院生の民間企業への就職口拡大を目指すキャリアパス多様化が「産学協働人財育成円卓会議」などで議論されていますが、①多くの大学院生が研究職を志望していることを念頭に置き、その希望を最大限に活かすとともに、②学問研究の専門性を重視し、大学院における教育と研究の自由を損なわないよう就職支援を行うことを求めます。

以上の各項目の改善をはかるためには、大学・科学技術予算の拡充が必要です。そのとき「大学改革実行プラン」等に基づく傾斜的な予算配分、大学運営の基盤的経費となる運営費交付金や私学助成の減額をやめ、大学間の経営状況の格差を伴わないよう基盤的経費の増額をおこなうべきです。

以上

財務大臣 城島光力 殿

2012 年 11 月 30 日

全国大学院生協議会

【要請項目】

1. 国際人権規約 A 規約第 13 条 2 項(c)にもとづく高等教育の漸進的無償化
 - ① 国公私立大学の授業料減額を求める
 - ② 授業料免除枠の一層の拡大を求める
2. 研究生活の基盤となる経済的支援の抜本的拡充
 - ① 給付制奨学金制度の創設と、無利子奨学金枠の拡大を求める
3. 就職状況の改善
 - ① 大学教員、特に若手教員の増員を求める
4. 国立大学法人運営費交付金、私学助成の拡充
 - ① 以上の実現に向けた、基盤的経費の安定的確保を求める

【要請趣旨】

「とにかく生活が苦しい。授業料のためのアルバイトに追われ、研究ができない。」
「博士課程進学を考えていますが、金銭面で不安を感じています。もしも進学できず、就職もできなかつた場合、すぐに奨学金を返し始めることが困難だと思います…」
「就職状況が厳しく、将来の見通しが立たないのが精神的に厳しいです…」
一いま、多くの大学院生が経済的な問題や将来への不安などによって苦しめられ、十分に研究を進められない状況が生まれています。

私たち全国大学院生協議会（以下、全院協）が実施した調査「大学院生の経済実態に関するアンケート調査 2012」（以下、「アンケート」）には、多くの切実な声が寄せられました。

全院協は、全国の国公私立大学大学院の院生協議会・院生自治会によって構成された組織であり、大学院生の研究・生活諸条件の向上および大学における大学院生の地位と権利の確立を求めて活動しています。全院協では、2004 年より大学院生に対するアンケート調査を実施し、大学院生の研究生活実態の把握とその改善を求める政策提言を行ってきました。

2012 年 9 月 11 日、日本政府は国際人権規約 A 規約第 13 条 2 項 (b, c) の留保を撤回しました。学費の無償化や高等教育における給付制奨学金の創設を訴え続けてきた全院協は、この留保撤回を歓迎し、それに沿った文教政策が進められることを強く求めます。

世界一とも言われる高学費の問題は極めて深刻です。「アンケート」では、大学院生の多くが高額な学費の負担と低収入のなかで、大学院生活を維持していくのかという経済上の不安を抱えていることが浮き彫りになりました。高い授業料や研究費を捻出するためのアルバイトに時間を割かれ、研究活動が滞り、業績があがらず、経済的に困窮するという悪循環も生じています。高学費は修士課程に在籍する院生の進路選択にも重大な影響を及ぼしています。「アンケート」では、博士課程進学に際しての懸念材料として、修士課程に在籍する院生の 48.7% が経済的な不安を挙げており、優秀な学生が経済的理由で進学をあきらめる事態がおこっています。このような学費問題を開拓するためには、給付制奨学金の創設や授業料免除枠の拡大も不可欠ですが、国公私立大学問わず授業料の減額に踏み出すべきであると考えます。

大学院生に対する経済的な支援は研究生活を継続する上で不可欠です。しかし現行の大学院生に対する経済的支援制度は極めて不十分であり、「アンケート」では収入不足が研究に影響を与えていると

回答した大学院生が 6 割以上存在します。日本学生支援機構の奨学金はすべて貸与制であり、「アンケート」からは、受給者の 8 割以上が返済に対する不安を抱えており、返済への不安から奨学金の申請を断念する大学院生も存在します。給付制奨学金の創設と無利子奨学金枠の拡充、奨学金の返還免除制度の整備が、大学院生の研究生活を保障するために喫緊の課題となっています。さらに返済が一定期間滞った者を個人信用情報機関に登録する、いわゆる「ブラックリスト」化によって将来への不安を増加し、奨学金の受給を断念した大学院生が少なくありません。経済的に苦しい立場にありながら研究の道を目指す者が不安なく大学院に進むためには、この制度の即時撤廃が必要です。日本学術振興会特別研究員（以下、学振）の採用枠の拡大も重要です。現在の採用者数は申請者の 2 割から 3 割を推移していますが、その数自体は博士課程に在籍する大学院生全体の 6% 程度にすぎず、現状ではごく一部の大学院生に対する支援にとどまっています。一人でも多くの大学院生が研究に専念することができるよう採用枠の拡大を求めます。

経済的な不安に追い打ちをかけているのは、就職問題です。大学院生が増加する一方で、大学などの任期付でない研究職のポストは減少しており、多くの若い研究者がポスドクや非常勤講師といった不安定な就業形態で働くを得なくなっています。「アンケート」では、回答者の 56.6% が就職状況に不安を抱えていることが明らかになっています。このような事態を改善するために、大学や研究機関における人件費を増額し、任期付きでない教員、とりわけ若手教員のポストを拡充することを求めます。また、大学院生の民間企業への就職口拡大を目指すキャリアパス多様化が「産学協働人財育成円卓会議」などで議論されていますが、①多くの大学院生が研究職を志望していることを念頭に置き、その希望を最大限に活かすとともに、②学問研究の専門性を重視し、大学院における教育と研究の自由を損なわないよう就職支援を行うことを求めます。

以上の各項目の改善をはかるためには、大学・科学技術予算の拡充が必要です。そのとき「大学改革実行プラン」等に基づく傾斜的な予算配分、大学運営の基盤的経費となる運営費交付金や私学助成の減額をやめ、大学間の経営状況の格差を伴わないよう基盤的経費の増額をおこなうべきです。

以上

院生自治会・院協活動紹介

○龍谷大学院生協議会

はじめに

龍谷大学院生協議会(以下、龍院協と省略)は 1983 年頃、法学、文学、経済、経営の四研究科自治会からなる全学の協議会として発足いたしました。以来、学費、カリキュラム、大学経営の適正化、施設設備の改善・充実など院生の研究環境にかかわる問題について大学当局との交渉窓口として、幅広い活動を行ってまいりました。

しかし、90 年代後半から 2000 年代にかけて、二度の活動休止状態に陥るなど、ここ数年は事実上、全学規模の院協としての機能を喪失した状態にありました。

そんな中、一昨年度より龍院協前議長に対し全院協執行部より働きかけがあつたことを受け、全国院生協議会との交流が復活。一昨年度より全学自治組織としての龍院協再建にむけて取り組みを開始し、現在も活動を続けております。

1. 龍谷大学院生協議会の現状

現在、龍谷大学院生協議会は法学、経済、経営、政策学、文学、理工学、国際文化学、社会学の 8 研究科自治会で構成されています。

各研究科の代表で構成される龍院協は具体的自治活動の基盤を各研究科(専攻単位)の院生協議会にゆだねています。しかし、各研究科院協の活動状況は様々であり、すでに代議員を出しているない交流がない研究科(専攻)も存在しております、全学代表としての体制は万全とは言えない状況です。

そこで、昨年度立て直しが計られた自治組織を基盤に、本年度は代議員会の定期開催等を通じて各研究科間の協力と連携を計っていく体制基盤の強化を課題とし活動しております。

2. 主な活動

龍院協では毎年 7 月上旬に大学当局に対して要望書の提出を行っています。内容は代議員を出している全研究科の院協がそれぞれに持ち寄った要望の中から全学に関係するものや予算規模の大きいものをまとめたものです。

これまでに実現してきた要望としては研究室の利用時間延長や研究室の増室、研究補助費の増額などがあります。

本年度挙がった主な要望には経済支援目的の給付制奨学生の創設、図書館の開館時間の延長、新設研究科(政策学)の研究環境改善などがあります。

9月初めに 3 学舎から代議員が集まり当局との要望書調整を経た後、9月末に再提出を行ないました。2012 年度要望書の回答は 10 月末を予定しています。

さらに今年度は、新校舎建設とそれに伴う改修工事による騒音問題に対して質問書を提出いたしました。院生が研究室として利用している校舎が新校舎と隣接しており、掘削作業によるドリル音などかなり大きな音が連続的に発生し、研究・勉学活動が妨げられるという事態になっておりました。そもそも学部生及び大学院生・各研究科陰性協議会に事前の連絡が全くなされていなかったこともあり、これに対して学生は個別に教務課や管理課に問い合わせや抗議を行なっていました。しかし何一つ対応がなされず事態は改善されなかつたため、正式に質問書という形でこの騒音問題について当局に抗議した次第です。

この質問書に対する文書回答を要求する一方で、差し迫った騒音問題に対する緊急の対応策の提示を申し入れました。その際に「建設改修工事が終了するまで、研究室のある同じ校舎の上階の教室を利用出来る」という対応をするという口頭での回答をいただき、若干ではありましたが学習環境を改善することが出来ました。

このように一歩一歩ではありますが、より良い研究環境を実現すべく、前任者からアドバイスを頂きつつ着実に活動を進めております。龍谷大学院生協議会は本年も積極的な姿勢で活動に臨んでいます。

○一橋大学院生自治会

一橋大学院生自治会は、一橋大学に所属する全大学院生から成り立っており、選出された役員(幹事会・理事会)が、その意見を代表して大学側との交渉を行う仕組みになっています。幹事会は各研究科別に設置され、理事会は研究科から二名ずつ選出され、自治会の運営を統括しています。

今年度、理事会は社会学研究科、言語社会研究科、経済学研究科、公共政策大学院の総勢十三名の理事(うち女性四名)で構成されています。各理事には、研究棟、図書館、育児支援といった担当があり、院生から寄せられた声に対応すると共に、月一度の定例理事会で報告を通して全体で問題を共有、院生の研究環境の改善に向けて話し合い、大学側と定期的に交渉を行います。また、各研究科によって研究室の使用状況、進路選択など直面している問題や院生生活の送り方が違うため、そのような情報を交換する場ともなっています。

一橋大学が日本でも珍しく自治活動が活発に行われている背景には、大学の在り方について決める際に教官、学生、職員も含めた大学を構成する全ての人々の意見に基づいて運営していく「三者構成自治」という理念が戦後以降守られてきたことにあります。戦前の軍国主義下では大学の自治は厳しい弾圧にあり、一橋大学の前身である東京商科大学も、一部教官を休職処分にする、校舎を軍需工場として提供する等のファシズム政策に協力した歴史を持っています。戦後、こうした経験を教訓として、政治権力から出来る限り自由に研究・教育のできる学問環境を維持すべく、大学の自治運営の風潮が広まりました。そのような中で、一橋大学では学長選考に学生と職員が参加できることを定めた「学長選考規則」と「内規」を制定し、教官、職員、学生の三者が対等な立場で大学自治を担う「三者構成自治」の基盤が作られることになりました。

私たちは、年に二度、院生総会を開き、各理事は担当箇所について議案を執筆し、それを元に院生内部で議論を積み重ねています。しかし、近年では院生の総会への関心が弱まっており、つい先日、十月に行われた冬学期院生総会では、委任状が定足数に満たず、総会が不成立となってしまいました。「自治」を通してより安心できる研究環境を得るべく大学側に提案・要求する権利があるということが忘れされてしまっていることの表れだと考えられます。このままでは一橋が守ってきた大学自治が失われてしまう可能性があります。そこで今後は更に自治会活動の周知をし、院生同士の結びつきを強めていきたいと考えています。

第 2 回理事校会議報告

去る 8/28、第 2 回理事校会議を一橋大学で開催いたしましたのでご報告いたします。当日の議事録は全院協ブログより閲覧することができます。

■ 参加校（加盟校）

○理事校／加盟校／オブザーバー校

大阪市立大学大学院、京都大学大学院、中央大学大学院、名古屋大学大学院、日本福祉大学、一橋大学大学院 M、一橋大学大学院 M、早稲田大学大学院

○事務局

東京大学大学院、大阪大学大学院、関西学院大学大学院、中央大学大学院、一橋大学大学院、立命館大学大学院

■ 情勢報告と今後の活動方針

事務局より大学改革・学費問題・就職問題・留学生問題、海外の大学院制度の情勢分析について報告を行った。また、今後の活動方針に関して。他団体連携・カンパ活動・広報活動・加盟校拡大・2012 年度アンケート結果の共有・省庁議員要請について報告し、議論を行った。

■ 第 3 回理事校会議の日程と内容

日時：10/21（日）13:00～16:30

場所：一橋大学西キャンパス 第 1 講義棟 304 教室

課題：アンケート報告書の検討、省庁・議員要請に向けた作業を行う。

11 月 30 日 省庁・議員要請のご案内

■ 日時：2012 年 11 月 30 日（金）

■ 集合：11 月 29 日（木）17:30（予定）国立オリンピック記念青少年総合センター

■ 参加費

飲食代、都内を移動する際の交通費。※前日の事前会議から参加される方の宿泊費、遠方から参加される方の交通費の 9 割を全院協が負担します。

■ スケジュール

11 月 29 日（木）18:00～ 事前会議。その後懇親会。

11 月 30 日（金）省庁要請、議員要請。その後感想交流会、懇親会（詳細は未定）

※遅刻・早退による参加も歓迎いたします。

■ 申し込み方法

Mail : zeninkyo-jimu-owner@yahoo-groups.jp までご連絡ください。申し込み用紙をお送りさせていただきます。

■ 要請項目

国公私立大学の授業料減額と授業料免除枠の拡大、給付制奨学金制度の創設と無利子奨学金枠の拡大、就職状況の改善、国立大学法人運営交付金、私学助成の拡充 等。



編集後記

本号では、アンケート調査の結果概要と、11 月に迫った要請行動に向けての記事を掲載しました。今年度のアンケートは合計 755 部を回収することができました。みなさまのご協力に、心より感謝申し上げます。ぜひ、本ニュースとともにアンケート調査結果を広めていただき、院生がどのような研究・生活環境におかれているのか、共有し合っていただければと思います。また、11 月 30 日の要請行動にもお誘い合わせの上、ぜひご参加ください。多くの方々に参加していただき、実りある要請にしたいと考えております。